

令和2年3月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年3月27日(金) 15時00分から16時15分まで
2. 会場 : 臼杵市役所 臼杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 齋藤 克己
教育長職務代理者 垂井 美千代
委員 渡辺 義弘
委員 安東 雅幸
委員 神田 岳委

4. 出席職員

教育次長兼教育総務課長	甲斐 尊	学校教育課長	後藤 徳一
社会教育課長	大戸 敏雄	文化・文化財課長	川野 徳明
学校給食課長	安東 信二	教育総務課総括課長代理	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	瀧澤 愛	社会教育課総括課長代理	安藤 隆文
文化・文化財課総括課長代理	神田 高士	教育総務課主査	米木 淳子
教育総務課主事	加藤由梨花		

5. 傍聴人 木村 公治

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ちまして、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、臼杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

それでは、傍聴を許可ということにいたします。

(傍聴者 入場)

これより臼杵市教育委員会、令和2年3月定例会を開催いたします。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、渡辺委員と垂井委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、「報告第3号」の「専決処分の承認を求めることについて」(教職員(小・中学校)の内申について)を非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、次第に沿って、2の教育長報告をいたしたいと思います。

今月は、新型コロナウイルス一色で、色々な行事が中止あるいは延期となりました。

卒業式も縮小、修了式・離任式も中止、白寿大学・亀城大学・亀城学園の卒業式、閉級式も中止という3月でした。

2日 ・市内小中学校臨時休校(新型コロナウイルス対策)

2月末に国・県より要請があり、3月2日から臨時休校となりました。この日は、高校と支援学校の卒業式が規模を縮小して実施されています。

3日 ・3月定例議会開会(～25日)

終了後、議会の全員協議会の中で、今回の臨時休校について説明をさせていただきました。

・定例校長会

新型コロナウイルス対策ということで、休校について触れさせていただきました。

- 5日 ・臨時教育委員会
人事異動の内申ということで、ご協議いただきました。指導方針、新型コロナウイルスについてもお話いただきました。
- 7日 ・市内中学校卒業式
卒業生300人でした。卒業生と保護者、教職員だけで規模を縮小して実施しています。
- 10日 ・議会一般質問（～12日）
田議員から、「新しい学校のあり方について」、「教育がどう変わっていくか」ということで、新学習指導要領の主だったところの説明をしました。
もう一点は、「校則の見直し、制服の状況について」です。いわゆる性的少数者に対する対応について質問がありました。特に白杵市ではそのような対応をしていませんので、その旨を答えました。
続いて、戸匹議員から「SDGsの取り組み」ということで、「教育の取り組みについて、どのようなことをしているのか」の質問がありました。例えば川登小のごみ拾いや海辺小・北中のビーチクリーンアップ等の自然環境の取り組みがあります。西中は今年、学校林の整備等もしようとしていました。このようなことが「SDGsの取り組み」となるということでお答えをしています。
次の日には、内藤議員から、「学校の個別施設計画」、「スクールサポートスタッフについて」の質問がありました。個別施設計画については、学校の長寿命化計画で、現在、現況調査を進めています。もうすぐまとまると思うので、また報告したいと思います。「今後どういった計画になっていくのか」、「適正配置が関係ないのか」という質問でしたが、「当然、この現況調査を基に適正配置を検討していく必要がある」ということを答えています。スクールサポートスタッフについては、増員を県、国に要望していますがなかなか増えない状況です。ただ、「色々と工夫しながら教職員の負担軽減に繋がるような取り組みをしたい」というお答えをしています。
奥田議員からは、「先生の勤務実態とその対応について」ということで、「昨年9月から試行的に導入している、出退勤システムの状況と、今後どのような取り組みをしていくのか」という質問でした。出退勤システムで明らかとなった、先生たちの超勤の状況の説明をしました。かなり超勤をされている方もいらっしゃいますので、「しっかり把握しながら、先生の働き方改革に結び付けていく」という旨のお答えをしました。それと後ほど提案させていただきますが、新年度から、「在校等時間の上限について検討していく」ということで答えさせていただいています。
- 15日 ・臨時教育委員会
新型コロナウイルス対策で休校中ですが、学校再開についてご協議いただき

ました。今の状況の説明と、19日に専門家会議の見解が出されるので、それを受けて、「23日から学校再開をしたい」ということでご協議いただきました。結果的には、19日に市内で感染者が出たということで、再開できませんでした。

16日 ・新型コロナウイルス感染予防対策本部会議

同じように、学校再開について対策本部会議での決定と、議会の予算委員会でも、23日から再開したい旨の説明をしました。

・臨時校長会

再開するときの注意点等を含めて説明をしました。

19日 ・市立幼稚園卒園式

今年は、臼杵幼稚園に行きました。垂井委員に野津幼稚園に行っていただきました。臼杵幼稚園は最後の卒園式でした。幼稚園は人数が少なかったため、規模縮小することなくできました。立派に育ったと思います。

・臨時校長会

再開に向けて、授業の中でしてもらいたいこと等の話をしていましたが、終わるくらいに市内で感染者が出たという情報がありました。もう帰られた方もいましたが、もう一度集まってもらい、再開はできないということをお伝えしました。

・新型コロナウイルス感染予防対策本部会議

市内の感染者を受けて、今後どうするか協議をし、その日のうちにマスコミに発表しています。

・臨時教育委員会

最初から予定されていましたが、この時に、市内で感染者が出たことについて説明をしました。

20日 ・新型コロナウイルス感染予防対策本部会議

21日 ・新型コロナウイルス感染予防対策本部会議

市内の感染者の状況等を踏まえて、今後どうするか協議をしました。この時に、卒業式の取り扱いも協議し、「規模を縮小して実施する」ということに決定しました。ただ、修了式と離任式については「中止」ということにさせていただきました。

24日 ・小学校卒業式

無事13校全校実施しました。規模を縮小して、それぞれ学校ごとに工夫をしながら行いました。

25日 ・3月定例議会最終日

安東委員の教育長就任に対する同意と、最後に退任の挨拶をさせていただきました。

この日に、市職員の異動内示もありました。

- 26日 ・教職員の異動内示の公表
- 27日 ・定例教育委員会
- 31日 ・教委職員出向等辞令交付式
 - ・教職員退職者辞令交付式
 - ・市長部局への異動者出向辞令交付式

以上で説明を終わります。補足等ありましたらお願いします。

(垂井委員)

19日に野津幼稚園の卒園式に行きました。本当に見違えるほど成長していて、話は頷いて聞いていたし、背筋はきちんと伸びていて、返事は大きくて感動しました。1年間ですくすく豊かに伸びた白杵っこの姿を見てきました。

下南保育所の卒園式は青空卒園式で、園庭でした。保護者も間隔を空けて、園児もみんな参加をして、とても感動的な良い卒園式ができました。みんなそれぞれの小学校に行きますが、「青空卒園式だった」ということが、園児たちの心の中に刻まれて卒園していくと思います。素晴らしいと思いました。

25日だったと思いますが、小学校の6年生の保護者が、修了式も離任式もないということを知って、「修了式は学年が上がるだけなのでよいです。でも、長い間お世話になった先生たちに感謝を言う離任式がないというのは悲しい。離任式だけでもしてください。」と言ってきました。別の親からも同じようなことを言われました。教育長は、「学校はあくまでも子どもが中心で、修了式をしないのに、先生たちが中心となる離任式をすることはできない。」ということで、教育長の立場でのご配慮だろうと思いましたが、たまたま2人の保護者から、「先生方に感謝を伝える式をしてほしい」と言われて、教育長のご配慮にも感動しましたが、それ以上に私は、「保護者はこんなことを言ってくださるんだ」と思うと嬉しくてたまりませんでした。

(教育長)

ありがとうございました。その他、質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

3. 協議事項

(教育長)

これより「次第3. の協議事項」に入りますが、「報告第3号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

(教育長)

それでは、これより、議案審議に入りますが、その前に、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

(教育長)

それでは、第22号議案の「臼杵市学校管理規則の一部改正について」説明をします。

(学校教育課長)

第22号議案 臼杵市学校管理規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。

臼杵市学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市学校管理規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に改める。

第1学期、変更前は「4月1日から8月31日まで」でしたが、変更後は「4月1日から8月24日まで」とします。

第2学期、変更前は「9月1日から12月31日まで」でしたが、夏休み短縮の関係で、変更後は「8月25日から12月31日まで」とします。

理由としては、教職員の働き方改革及び令和2年度から小学校外国語活動が教科となることに伴い、授業時数の確保を行うため、夏季休業日の短縮を行う必要があるためです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第22号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第23号議案の「臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について」説明をします。

(学校給食課長)

第23号議案 臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。

今回の改正の理由としては、給食費の徴収方法を現金徴収から口座振替に変更するためです。併せて、2点改正がありますので説明します。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 幼稚園園児及び幼稚園に勤務する職員 年額 42,900円

第6条第2項第2号中「280円」を「270円」に改める。

今まで、臼杵幼稚園と野津幼稚園は、給食費の徴収方法が違っていました。臼杵幼稚園は、パンと牛乳は給食費に含めず、直接園が徴収していた関係で金額が変わっていました。今回、臼杵幼稚園が閉園となりますので、野津幼稚園の金額に変更することとしています。

また、中学校の1食あたりの単価を、今まで「280円」で設定していましたが、年額を割り戻した時に、小学校に比べて10円割高となっていましたので、併せて「270円」に改正するものです。

これ以外の文言の改正についてですが、現行、臼杵学校給食センターは、「保護者が現金を学校に持ってきて、学校が取りまとめて給食センターに振り込む」、野津学校給食センターは、「保護者が直接口座振替か納付書で納める」というものですが、来年度からは保護者が一律で「口座振替または、納付書で給食センターに納める」という形に変えますので、仲介をしていただいていた「学校」の文言を削除する改正となっています。

(教育長)

説明が終わりました。臼杵幼稚園がなくなるということと、臼杵の給食センターの給食費を口座振替に変える関係で、要綱を修正したものです。これについて、質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第23号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第24号議案の「臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」の説明をします。

(社会教育課長)

第24号議案 臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。委嘱する指導員については、別紙に記載しています。任期は、令和2年4月1日～令和3年3月31日までです。理由としては、臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるためです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第24号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第25号議案の「臼杵市社会教育指導員の委嘱について」説明をします。

(社会教育課長)

第25号議案 臼杵市社会教育指導員の委嘱について

臼杵市社会教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。委嘱する指導員については、別添資料をご覧ください。委員の任期については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までです。改正の理由としては、臼杵市社会教育指導員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるためです。2名が新任です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第25号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第26号議案の「臼杵市協育コーディネーターの委嘱について」説明をします。

(社会教育課長)

第26号議案 臼杵市協育コーディネーターの委嘱について

臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めます。委嘱する指導員については、別添資料をご覧ください。委員の任期については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までです。理由としては、臼杵市協育コーディネーターの任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるためです。2名が新任です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第26号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第27号議案の「国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について」説明をします。

(文化・文化財課長)

第27号議案 国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第13号の規定に基づき議決を求めます。「国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱」第3条の規定に基づき、令和2年4月1日付で委嘱するものです。委員は6名です。理由としては、国宝臼杵磨崖仏保存活用計画を策定するため、国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱が必要であるためです。任期ですが、川野邊さんについては、令和3年3月31日までと

なっています。他の方については、令和4年3月31日までの2年間となっています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第27号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第28号議案の「臼杵市幼保小連携推進コーディネーターの委嘱について」説明をします。

(学校教育課長)

第28号議案 臼杵市幼保小連携推進コーディネーターの委嘱について

臼杵市幼保小連携推進コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。理由としては、臼杵市幼児教育基本方針“臼杵っこ育ての羅針盤”の周知徹底を図り、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図るため、コーディネーターを委嘱する必要があるためです。4名のうち新任が1名です。望月さんが新任の方で、読書のまちづくりに関わって、幼保小のコーディネーターの役割を担っていただきたいと思います。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第28号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第29号議案の「臼杵市幼児教育アドバイザーの委嘱について」説明をします。

(学校教育課長)

第29号議案 臼杵市幼児教育アドバイザーの委嘱について

臼杵市幼児教育アドバイザーを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めます。理由としては、臼杵市幼児教育基本方針“臼杵っこ育ての羅針盤”の周知徹底を図り、幼児教育の充実発展を図るため、アドバイザーを委嘱する必要があるためです。5名のうち、新任が1名です。新任の安東さんについては、家庭教育の立場から幼児教育をコーディネートしていただきたいと考えての委嘱です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第29号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第30号議案の「臼杵市3つのきょう育振興監の委嘱について」説明をします。

(学校教育課長)

第30号議案 臼杵市3つのきょう育振興監の委嘱について

臼杵市3つのきょう育振興監を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めます。理由としては、3月の臨時教育委員会でもお伝えしましたが、臼杵市の芯の通った学校組織をもとにした「チーム学校」の実現に向けた学校教育の振興を図るため、3つのきょう育振興監を委嘱する必要があるためです。3月末に臼杵小学校の校長を最後に退職される、桑原先生への委嘱をお願いするものです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第30号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第31号議案の「臼杵市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることについて」説明をします。

(教育次長兼教育総務課長)

第31号議案 臼杵市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることについて

臼杵市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。これについては、先日の臨時教育委員会で予告という形でご説明しましたので、ここでの説明は簡略化します。国が給特法の改正に基づいて、「教育委員会において教職員の上限等に関する方針を定めることとする」という改正を、昨年12月に行いました。これに基づき、県教委については、2月25日に県立学校の上限を定めました。各市町村教育委員会においては、県の指導等もあり、「3月中に各市町村における上限等の方針を定めなさい」ということでしたので、今回の提出に至っています。

内容については、先般の臨時教育委員会で説明しましたので、主なところだけ改めて説明します。資料をご覧ください。

(2) 上限時間の原則(規則第10条の2の3第1項)

臼杵市立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

① 1箇月の時間外在校等時間 45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間 360時間以内

ということで、「1箇月の超勤時間を45時間以内、1年間については、360時間以内にしてください」というものです。

これを実現する為の教育委員会の取り組みについてですが、基本的には、今試行期間で行っている出退勤システムで管理します。先生方の超勤時間の平均としては、30数時間ですが、個別で見ると、教頭先生方を中心に45時間を超えて、多い方は80時間、100時間という方もいらっしゃいます。そのような方々について教育委員会では、資料にもありますが、「80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施するこ

と。」等の具体的な対応を行っていきたいと考えています。これについては、また新たに4月中に「臼杵市立学校職員の長時間勤務者に対する健康管理等対策実施要項」等を策定し、対応したいと思っています。この上限方針については、4月2日の臨時校長会で同様にお知らせしたいと思っています。なかなか今の超勤の実態を見ると、すぐに是正できる内容ではありませんが、校長先生方には「できることを学校現場でしていただきたい」とお願いしたいと思っています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第31号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第32号議案の「障がい者活躍推進計画を定めることについて」説明をします。

(教育次長兼教育総務課長)

第32号議案 障がい者活躍推進計画を定めることについて

障がい者活躍推進計画を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。理由としては、令和元年度に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」第7条の3第1項の規定に基づき、障がい者の活躍の場の拡大のための取り組みを不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、障がい者活躍推進計画の策定が義務付けされたことに伴い、同計画を定める必要があるためです。

障がい者活躍推進計画を定めるに至った背景ですが、2018年に、厚労省や国の機関が障がい者の法定雇用率を守ろうとするために、本来障がい者としてはカウントしてはいけない方を入れて、達成しようとしたことがあります。県教委でも同様な事案があり、このようなことを二度と繰り返さないために、そして障がい者の雇用を継続的に進めるために、この推進計画を立てたことが背景にあります。

資料をご覧ください。目標として、「法定雇用率以上の維持」ということで掲げています。現状、法律に基づき定められている教育委員会部局の法定雇用率は、2.4%となっています。これに対して、臼杵市教育委員会の現状は、令和元年6月1日現在で4.48%ということで、現状、法定雇用率は達成しているところです。身体障がい者の定義は、「身体障が

い者手帳を持っている方」ということになっています。その中でも、1、2級の重度身体障がい者は、2倍にカウントすることとなっています。そのようなこともあり、現状教育委員会では、法定雇用率は達成しているということになります。

取り組み内容の組織面として、「障がい者雇用推進者として、教育総務課長を選任する」となっています。私を中心となり、この障がい者雇用の推進に取り組んでいきます。

(教育長)

あくまで、市雇用の教育委員会の職員です。基本的に総務課が主体となりますので、総務課と調整して、計画を作り上げています。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

質問ではありませんが、障がい者雇用ということに関して「虹色のチョーク」という本があります。教育委員会の方に是非お読みになっていただきたいです。各学校にも配っています。

(教育長)

ありがとうございます。第32号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第33号議案の「ICT活用教育推進プラン2020の策定について」説明をします。

(学校教育課長)

第33号議案 ICT活用教育推進プラン2020の策定について

ICT活用教育推進プラン2020の策定について、白杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年白杵市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。理由としては、国のGIGAスクール構想に基づく教育の情報化に向けた、児童・生徒一人1台端末整備を実現するための環境整備が求められる中、本市においても、当該事業の推進の方針を定めた「ICT活用教育推進プラン2020」を策定する必要があるためです。令和2年度から令和5年度までの指針となっています。

内容ですが、国、県の状況を確認して、市の状況という冊子の作り方をしています。国の方針を受けて、県の方針が決まっています。6ページには県の現状と課題を記載しています。

大分県では、「情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」を目的に「大分県教育情報化推進プラン2016」を策定し、基本方針を「①子どもたちの情報

活用能力の向上」「②教育の情報基盤の構築」「③教育情報化に向けた環境整備」の3点を掲げ4年間取り組んできています。

「①子どもたちの情報活用能力の向上」については、学習活動にICTを効果的に活用する場面を取り入れたり、教員のICT活用指導力の向上等を取り組み内容としています。

「②教育の情報基盤の構築」については、タブレット型端末や電子黒板を中心にICT環境の整備を進めているということが書いています。

「③教育情報化に向けた環境整備」については、ホームページや「大分県教育庁チャンネル」(YouTube)の充実ということに取り組んでいます。

これが県の状況ですが、この県の状況を受けて8ページからが臼杵市の取り組みになります。もちろん国の方針も受けていますが、県の方針に基づいた整備を進めていこうという内容を記載しています。児童生徒一人1台パソコンの整備を目指すということで、これまでも、「3クラスに1クラス分はあるように」ということで環境整備を進めてきており、その内容については、8、9ページに記載をしています。10ページからは、整備に基づいた臼杵市の基本方針を記載しています。

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

基本方針2 ICT活用指導力の向上

としています。この1と2は、先程県で示した基本方針1を、子どもと教員でわけているだけです。そして、県の基本方針2が臼杵市では基本方針3となり「教育の情報基盤の整備」としています。そして、県では基本方針3となっていたところが臼杵市では基本方針4として、「教育の情報化に向けた体制整備」ということで、内容としては県と同じ方針で情報教育の環境整備を進めていこうとしています。11ページ以降は、今紹介した4つの方針に基づいた取り組みの内容を19ページまで記載、最後の20ページ、21ページには、達成目標等の記載となっています。この方針の下、環境が整っていけば、学校教育課でICTを活用した教育内容の充実に向けて、今後さらに教育内容を検討していきたいと考えています。

(教育長)

説明が終わりました。臼杵市はネットワーク整備については結構進んでいますが、一人1台パソコンについてはこれからです。今プランを作っていますが、県から示されたものに、臼杵市の現状を入れたものになります。県が取りまとめて県下一斉に整備していこうということなので、このようなプランを作りながら、県の整備に併せて臼杵市も行っていきます。令和2年度から令和5年度までに、一人1台パソコンを進めていこうということです。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第33号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

4. 学力向上について

(教育長)

これより、「4. 学力向上」に移ります。「新型コロナウイルス感染症による学校休校における未指導対策について」説明をします。

(学校教育課長)

別添資料をご覧ください。以前、臨時教育委員会でも少し紹介しましたが、臨時休校に伴って、ほぼ1ヶ月分未指導状態が発生しました。その未指導分をどうするかについて、文科省より指針が出されました。内容については、A、B、Cとわかれています。

「(A) 必ず指導が必要であるもの、(B) 宿題や補充プリントで指導したとみなすことができるもの、(C) 履修済と判断してよいもの」にわけて、効率的に指導するように」という指針の下、臼杵市でも取り組みを行いました。当初は「学校ごとにA、B、Cを作って再開されたら指導していこう」という話をしていましたが、やはり、市の統一の指針を出した方がよいだろうということから、各教員が学校の枠を超えて、学年ごとの会を開いて、指導内容をどうするか話し合いをもって決めたものになります。

小学校1年生部会の内容ですが、国語、算数、その他(人権)が指導の必要があるということになっています。当初は、「履修とみなしてよいのではないか」ということで「C」としていましたが、やはり、話の中で「もう一度した方がよいだろう」ということで「A」に変えて、3時間取ろうということにしています。人権に関しても、やはり扱ったほうがよいということで、「新年度8時間、1年生の内容を2年生の最初の週にする」という確認がされています。小学校4年生は、12時間必要だろうという確認がされています。小学校6年生については、進学する中学校区ごとに、集まって確認をしてもらいました。6年生については、やはり卒業を見据えて早めに指導をしていたためか、「(A) 必ず指導が必要なもの」はないという判断です。毎年4月に行われている中1テストも、予定通り実施しようという計画をしています。

中学校については、国語は学校ごとにしなければならないということで、学校ごとに記載しています。社会、数学、理科等はまとめることが出来ています。この冊子を各学校に配布して、未指導分が生じないように新年度のスタートが切れればと現在では予定しています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

非常に丁寧な取り組みだと思います。異動した先生方も、これを見て確認することができるし、白杵市全体でどのように取り組んでいくかの話し合いもできているので、良いと思います。是非生かされるようにお願いします。

5. 教育予算等について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に入ります。「令和2年度当初予算」について、説明いたします。

(教育次長兼教育総務課長)

これについては、先般の教育委員会で教育予算の要求段階の説明をしました。結果として、教育委員会が要求した予算については、市長に査定をしていただき、25日の議会で議決をいただきましたので、今回は主なものだけ説明させていただきたいと思います。

歳出のみの説明となります。

3. フッ化物洗口実施事業 1, 229千円

4月から中学校と幼稚園で新たに実施することとなっています。

8. ICT活用教育推進事業 36, 000千円

主なものは、東中、南中、野津中におけるパソコン教室の機器購入費です。

14. 教科書指導書(小学校) 27, 106千円

これは、新学習指導要領への対応に伴う教科書指導書の購入経費です。

25. 東京オリパラ関連事業 4, 144千円

29. 諏訪山体育館改修事業 233, 945千円

今年の7月から12月に亘って改修工事を行う予定となっています。

34. 市民会館大ホール吊天井改修事業 199, 406千円

42. 国史跡下藤キリシタン基地保存活用計画策定事業 3, 037千円

47. 空調設備改修実施設計 2, 420千円

48. 給食費口座振替業務 3, 999千円

49. 給食センター調理業務委託 76, 560千円

令和2年8月から調理委託業務を開始します。

補足です。

4. 小学校施設補修工事費 60, 000千円

資料には、下北小トイレの改修で40, 487千円計上しています。当初予算編成時においては、まだ国からの補正対応の予算が示されていなかったので、そのまま計上となっています。しかし、下北小トイレについては、3月の補正予算に前倒しで計上していますので、実質的には今回の当初予算からは抜けることとなっています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

6. その他

(教育長)

それでは、これより、「6. その他」に入ります。今回、特に各課からの報告事項は挙げられておりませんが、教育委員の皆様から何かございませんか。

(安東委員)

心配なことが、来年度の始業式、小中学校の入学式を基本的にどのように考えているかということです。昨日の新聞では、8市町が4月8日始業式、9日、10日入学式を規模縮小して実施する等の方針が出ています。保護者の話では、早めに大体の方向がわかるとありがたいということです。予定を見ると、4月2日に臨時校長会をもつということで、校長先生方は、そのこと1点に絞ってお見えになると思っています。ここで、大体の方針を話していただくと助かると思いますが、ここについてお聞かせ願えればと思います。

(教育長)

始業式、入学式については、基本的に実施する方向で検討しています。先般、国から再開にあたっての指針が出されましたが、県は検討がまだのようです。現在、臼杵市として、開催にあたってどのようなことを注意しないといけないかを整理している状況です。本日、ある程度出せばよかったのですが、今はまだそのような状況になっていません。他の市町村も、色々と工夫をしながらするようにしていますので、おそらく規模を縮小してするようになると思いますが、するにしても、「どういった状態であるのか」という部分と、今まだ落ち着いていないので、「仮に、もし発生した場合にはどうするのか」まで整理したうえで、臨時の校長会等で示せばよいかなと思っていますので、ご了承いただければと思います。

(安東委員)

自分なりに整理をしないといけないとは思っていますが、お願いしたいのは、マスクは目に見える予防として絶対必要としたときに、この間議会で3000枚布マスクを発注したという話がありましたが、それがいつ届くのかとか、PTAも巻き込んでしていくことが重要だと思っています。起こらないことが一番ですが、もし起こった場合に、子どもがなるのか、先生がなるのか、保護者がなるのかというところもあるし、小中に子どもたちがまたがっている時に、このクラスだけとかその学校だけでよいのか、ブロックで休校措置をしない

といけないのかということの話も関係課でしていただいて、4月2日の午後にはある程度お示ししないと、学校のスタートができないと思いますのでよろしくお願いします。

(麻生総括課長代理)

マスクについては、始業式に間に合うようにということで、小学6年生を境に、大きいサイズ、小さいサイズにわけて、なるべくサイズが合うものをお渡しできるように、枚数を決定し、保険健康課で3000枚発注しています。おそらく始業式に間に合うと思いますので、入学式等に使っていただけたらと思います。もし、メーカーの関係で間に合わなければ、小学校については、給食用のマスクを持っていますので、それを使っていただくことも考えています。見込みでは間に合う予定です。

(安東委員)

ありがとうございます。これは、学校だけで防げる問題ではないと思っていますし、広報もしながら、全家庭で感染防止をするということを徹底しないといけないと思います。そうしないと、もし起こった場合に差別事象に繋がったりもするので、よろしくお願いします。

(神田委員)

入学式等はいいいとしても、授業が始まった時点で、コロナウイルスにかかった場合の休暇について、指針を出しておかないといけないと思います。今後おそらく、検査すれば出るという状況になると思うので、その時に、当人がなった場合には何日間どうするのか、保護者がかかった場合に子どもはどうするのか等、どの範囲までをどうするのかという、一定の指針を作っておかないと、現場の先生方が混乱するのではないかと思います。

(教育長)

前回、子ども子育て課が「児童クラブで起こった場合」ということで、作ったものを参考に整理しているところです。

(教育長)

これを持ちまして、3月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
